

更生支援コーディネートの費用について

一般社団法人 東京TSネット

□費用の負担について

費用については、基本的に、弁護人の方自身にご負担いただくことを想定しています。そのため、東京TSネットからは、弁護人の方に対して、費用請求をさせていただきます。

私選の場合などにも、支払いは弁護人の方からお願いできれば幸いです（費用を実費として依頼者の方に請求するのか、報酬の中から弁護人の方が負担するのかは、各弁護人の方にお任せいたします）。

□「更生支援コーディネーターによる面会」について

この面会の費用は、5400円（消費税込み）＋交通費です。

ただし、面会後に支援の必要性があるとして「更生支援コーディネート」を申し込まれる場合には、交通費のみいただきます。

□「更生支援コーディネート」について

更生支援コーディネートの費用は、10万8000円（消費税込み）＋実費です。

なお、国選弁護事件の場合、弁護士会によっては援助制度が用意されている場合があります。これを利用される場合には、その援助額に応じて、費用の減額に応じさせていただきます。

また、私選事件の場合にも、特段の事情がある場合には、減額を検討させていただきます。

□国選事件の場合の減額について

国選事件の場合、東京の各弁護士会においては、それぞれ、社会福祉士の方への依頼についての援助制度があります（しかし、各弁護士会によって、制度化の状況は異なるようです）。

詳細については、各弁護士会の窓口にお問い合わせ下さい。

この援助制度を利用する場合には、その援助額に応じて、費用を減額させていただきます。

□私選事件の場合の減額について

私選事件の場合でも特段の事情がある場合には、減額を検討します。特段の事情とは、依頼者やその家族の方が生活に困窮しており、弁護人の方への報酬も低額である場合などです。